



平成 25 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ワ コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 正 彦
(コード番号:6727 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 財 務 本 部 長
長 谷 川 渉
(TEL 0120-056-665)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことについて、下記の通り決議いたしましたことをお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款一部変更の目的

本件は、平成 19 年 11 月 27 日付にて全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の投資単位を 100 株へ変更すること及び当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、当社株式 1 株につき 400 株の割合の株式分割と、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用するものであります。これにより、投資単位の金額は実質的に現在の 4 分の 1 となります。また、これに合わせて定款を一部変更いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 5 月 31 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式 1 株につき 400 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の当社発行済株式総数	422,616 株
② 今回の分割により増加する株式数	168,623,784 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	169,046,400 株
④ 株式分割前の発行可能株式総数	138,000,000 株
⑤ 株式分割後の発行可能株式総数	552,000,000 株

(注)上記の数値は、平成 25 年 4 月 29 日時点の発行済株式数に基づくものでありますが、新株予約権の行使によって変動する可能性があります。

(3) 分割の日程

① 取締役会	平成 25 年 4 月 30 日(火曜日)
--------	-----------------------

- ② 基準日設定公告日 平成 25 年5月 16 日(木曜日)
- ③ 基準日 平成 25 年5月 31 日(金曜日)
- ④ 効力発生日 平成 25 年6月 1日(土曜日)

(4)新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成 25 年6月 1日以降、新株予約権の行使価額を以下の通り調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第6回新株予約権 (平成 22 年7月 29 日取締役会決議)	103,730 円	260 円
第7回新株予約権 (平成 23 年7月 28 日取締役会決議)	83,743 円	210 円
第8回新株予約権 (平成 24 年7月 30 日取締役会決議)	192,085 円	481 円

(5)資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

平成 25 年4月 29 日現在の資本金 4,203,469 千円

3. 単元株制度の採用

(1)採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2)新設の日程

効力発生日 平成 25 年6月 1日(土曜日)

(参考)上記の単元株制度の採用に伴い、平成 25 年5月 29 日(水曜日)をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も 100 株に変更されます。

4. 定款一部変更

(1)変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第2項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年6月 1日をもって、当社定款を一部変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

- ④ 第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行	変更後
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,380,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>552,000,000株</u> とする。
	(<u>単元株式数</u>)
(新 設)	<u>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第7条	第8条
} (条文省略)	} (現行どおり)
第42条	第43条
	<u>附則</u>
(新 設)	<u>本定款変更の効力発生日は、平成25年6月1日とする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の日程

- ① 定款変更取締役会決議日 平成25年4月30日(火曜日)
② 効力発生日 平成25年6月1日(土曜日)

5. 配当予想について

平成26年3月期の配当については、本日開示した『平成25年3月期決算短信[日本基準](連結)』の「2. 配当の状況」に記載のとおり、今回の株式分割後の1株当たりの期末配当金として17円50銭を予想しております。

以上